

## 論点案(財政運営関係)

- 令和4年度の失業等給付に係る雇用保険料率については、近年の受給者実人員の動向に鑑みて、中間的な水準に対して収支均衡を維持できる8/1,000を原則の保険料率とした上で、労使の負担感を考慮して、激変緩和措置を講ずることについてどう考えるか。
- 失業等給付の国庫負担について、これまでの雇用情勢悪化時の対応やコロナ禍における財政運営を踏まえ、国の雇用対策に係る責任をより機動的に果たし得るよう、以下のように、雇用情勢及び雇用保険財政の状況に応じた弾力的な取扱いとすることについてどう考えるか。
  - ① 雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合には1/4とする。
  - ② 上記以外の場合には1/40とする。
  - ③ さらに、一定の要件の下、機動的な制度運営を可能とするため、①または②とは別枠で国庫からの繰入ができることとする。
- 育児休業給付及び介護休業給付並びに求職者支援制度の国庫負担について、原則の負担割合の10%水準とする暫定措置が令和3年度末で期限を迎えることを踏まえ、令和4年度以降の取扱いについてどう考えるか。